

労働安全衛生法施行令第十八条第三号及び第十八条の二第三号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二十四号

労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第十八条第三号及び第十八条の二第三号の規定に基づき、労働安全衛生法施行令第十八条第三号及び第十八条の二第三号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準（令和五年厚生労働省告示第三百四号）の一部を次の表のように改正し、令和九年四月一日から適用する。

令和七年二月十九日

厚生労働大臣 福岡 資麿

(傍線部分は改正部分)

改正後			改正前		
別表第2 (第2条関係)			別表第2 (第2条関係)		
物の種類	令第18条第3号の含有量 (重量パーセント)	令第18条の2第3号の含有量 (重量パーセント)	物の種類	令第18条第3号の含有量 (重量パーセント)	令第18条の2第3号の含有量 (重量パーセント)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ジクロロエチレン (1, 1-ジクロロエチレンに限る。)	<u>0.1パーセント</u>	(略)	ジクロロエチレン (1, 1-ジクロロエチレンに限る。)	<u>1パーセント</u>	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ジニトロフェノール (2, 4-ジニトロフェノールを除く。)	(略)	(略)	ジニトロフェノール (2, 4-ジニトロフェノールを除く。)	(略)	(略)
<u>ジニトロメチルヘプチルフェニルクロトナート (別名ジノカップ) (2, 4-ジニトロ-6-(オクタン-2-イル)フェニル=(E)-2-ブテノアート (別名メプチルジノカップ)に限る。)</u>	<u>1パーセント</u>	<u>0.1パーセント</u>	(新設)	(新設)	(新設)
<u>ジニトロメチルヘプチルフェニルクロトナート (別名ジノカップ) (2, 4-ジニトロ</u>	<u>0.3パーセント</u>	<u>0.1パーセント</u>	(新設)	(新設)	(新設)

<u>－ 6 － (オクタン－ 2－イ ル) フェニル＝ (E)－ 2－ ブテノアート (別名メプチル ジノカップ) を除く。異性体 混合物*を含む。)</u>					
ジメチルヒドラジン (1, 1 －ジメチルヒドラジンに限 る。)	(略)	(略)	ジメチルヒドラジン (1, 1 －ジメチルヒドラジンに限 る。)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	<u>1, 1'－ジメチル－ 4, 4' '－ビピリジニウム塩 (1, 1'－ジメチル－ 4, 4' －ビピリジニウム＝ジクロリド (別名パラコート) 及び1, 1'－ジメチル－ 4, 4' －ビピリジニウムニメタンスル ホン酸塩に限る。)</u>	<u>1パーセント</u>	<u>1パーセント</u>
(削る)	(削る)	(削る)	<u>1, 1'－ジメチル－ 4, 4' '－ビピリジニウム塩 (1, 1'－ジメチル－ 4, 4' －ビピリジニウム＝ジクロリド (別名パラコート) 及び1, 1'－ジメチル－ 4, 4' －ビピリジニウムニメタンスル ホン酸塩を除く。)</u>	<u>1パーセント</u>	<u>0.1パーセン ト</u>

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	<u>ダイオキシン類（2，3，7，8-テトラクロロジベンゾー1，4-ジオキシンに限る。）</u>	<u>0.1パーセント</u>	<u>0.1パーセント</u>
(削る)	(削る)	(削る)	<u>ダイオキシン類（令別表第3第1号3に掲げるもの及び2，3，7，8-テトラクロロジベンゾー1，4-ジオキシンを除く。）</u>	<u>0.3パーセント</u>	<u>0.1パーセント</u>
<u>ドデシルフェノール（直鎖型及び分枝型のもの）（イソドデシルフェノールに限る。）</u>	<u>1パーセント</u>	<u>1パーセント</u>	(新設)	(新設)	(新設)
<u>ドデシルフェノール（直鎖型及び分枝型のもの）（イソドデシルフェノールを除く。）</u>	<u>0.3パーセント</u>	<u>0.1パーセント</u>	(新設)	(新設)	(新設)
トリクロロエタン（1，1，1-トリクロロエタンに限る。）	(略)	(略)	トリクロロエタン（1，1，1-トリクロロエタンに限る。）	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
トルイジン	(略)	(略)	トルイジン	(略)	(略)
<u>ニトリロ三酢酸三ナトリウム及びその一水和物（ニトリロ三酢酸三ナトリウム一水和物</u>	<u>0.1パーセント</u>	<u>0.1パーセント</u>	(新設)	(新設)	(新設)

に限る。)					
<u>ニトリロ三酢酸三ナトリウム及びその一水和物（ニトリロ三酢酸三ナトリウムに限る。）</u>	<u>1パーセント</u>	<u>0.1パーセント</u>	(新設)	(新設)	(新設)
ニトログリセリン	(略)	(略)	ニトログリセリン	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ニトロトルエン（4-ニトロトルエンに限る。）	(略)	<u>0.1パーセント</u>	ニトロトルエン（4-ニトロトルエンに限る。）	(略)	<u>1パーセント</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ピクリン酸	(略)	(略)	ピクリン酸	(略)	(略)
<u>フェニレンジアミン（オルト-フェニレンジアミンに限る。）</u>	<u>0.1パーセント</u>	<u>0.1パーセント</u>	(新設)	(新設)	(新設)
<u>フェニレンジアミン（オルト-フェニレンジアミンを除く。）</u>	<u>1パーセント</u>	<u>0.1パーセント</u>	(新設)	(新設)	(新設)
ブタノール（イソブチルアルコール及び1-ブタノールに限る。）	(略)	(略)	ブタノール（イソブチルアルコール及び1-ブタノールに限る。）	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考	(新設)				
1 ※の異性体混合物には、2, 4-ジニトロ-6-(オクタン-2-イル)フェニル=(E)-2-ブテノート（別名メブ					

チルジノカップ) が含有されているものを含む。

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

「労働安全衛生法施行令第十八条第三号及び第十八条の二第三号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準の一部を改正する件」の告示について

「労働安全衛生法施行令第十八条第三号及び第十八条の二第三号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準の一部を改正する件」（令和 7 年厚生労働省告示第 24 号）が令和 7 年 2 月 19 日に告示され、令和 9 年 4 月 1 日から適用することとされたところである。その改正の内容等については、下記のとおりであるので、関係者への周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

第 1 改正の概要等

1 改正の趣旨

本告示は、労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 18 条第 3 号及び第 18 条の 2 第 3 号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める基準（以下「裾切値」という。）を定めたものであるが、今般、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 35 号）及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和 7 年厚生労働省令第 12 号）により、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）別表第 2 に列挙されているラベル表示・SDS 交付等の義務対象物質について、個々の物質の追加・削除が行われることから、本告示についても当該物質等について裾切値を定める等の改正を行ったものであること。

2 適用期日

令和 9 年 4 月 1 日

3 その他

本告示適用後の CAS 登録番号を併記したラベル・SDS 対象物質及びその裾切値の一覧は、厚生労働省ホームページで令和 7 年 3 月を目途に公表する予定であること。

「労働安全衛生法施行令第十八条第三号及び第十八条の二第三号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準の一部を改正する件案」に関する御意見の募集について」に対して寄せられた御意見等について

令和 7 年 2 月 1 9 日
 厚生労働省労働基準局
 安全衛生部化学物質対策課

標記について、令和6年11月7日から令和6年12月6日までの間、ホームページを通じて御意見を募集したところ、計3件の御意見をいただき、うち2件は本件に関する御意見、残り1件は本件とは関係の無い御意見でした。

お寄せいただいた本件に関する御意見の要旨とそれに対する厚生労働省の考え方については、次のとおりです（取りまとめの都合上、お寄せいただいた御意見のうち、同趣旨のものは適宜集約しております。）。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
1	<p>【裾切値の規定】 「令第18条第3号の含有量（重量パーセント）」は「ラベル表示の義務対象物質の裾切値」、「令第18条の2第3号の含有量（重量パーセント）」は「SDS交付の義務対象物質の裾切値」ということでしょうか。</p>	<p>本告示別表第2に記載の「令第18条第3号の含有量（重量パーセント）」は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第57条で定められたラベル表示に係る裾切値、「令第18条の2第3号の含有量（重量パーセント）」は、法第57条の2で定められたSDS交付等に係る裾切値です。</p>
2	<p>【個別の裾切値】 ・「鉱油」について、現在設定されている裾切値と変わらないということでしょうか。もし現行とは変更になるのであれば反対します。 ・リフラクトリーセラミックファイバーのラベル表示の裾切値が1%→0.1%に変更される根拠はなにか。</p>	<p>・本告示改正案では、「鉱油」の裾切値に変更はありません。 ・「リフラクトリーセラミックファイバー」は、労働安全衛生法施行令第十八条第三号及び第十八条の二第三号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準（令和5年厚生労働省告示第304号）（令和7年4月1日施行）において、ラベル表示の裾切値は0.1%と定められており、本告示改正案では変更はありません。なお、本告示改正案によりラベル表示に係る裾切値が現在の労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）別表第2の</p>

		値より低い値に変更されるものについては、令和8年3月31日までの間は、現在の安衛則別表第2の値に据え置くとされています。
--	--	--

- 本告示案とは直接関係の無い御意見として、国によるGHS分類の方法、結果等に関する御意見がありました。